

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和5年5月19日(金)10時から10時40分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (8人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	3番	碩	悟
	5番	岡野	正郎
	7番	森山	和雄
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (2人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第14号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	みなさん、おはようございます。第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の委員の出席状況でございますが、2名の方が欠席となっております。本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは会長よりご挨拶をお願いします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして堯会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは会を始めたいと思います。議案の審議に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。9番川島委員となっておりますが休んでおりますので、10番数原委員、1番森委員を指名いたします。よろしいですね。 【異議なし】の声が聞こえる
	日程2、会期は本日1日限りといたします。
	日程3、議案第12号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。調査員は私、堯と岡野委員となっておりますが岡野委員のほうから説明をお願いします。
5番委員	おはようございます。議案第12号1、農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。調査員は堯会長、私と事務局から川畑さんと堀江さんが4名にて調査いたしました。 土地の表示 「瀬戸内町大字清水字脇田876番1」、畑、257㎡ 合計1筆257㎡。 譲渡人：兵庫県尼崎市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏であります。 理由は贈与と受贈です。そのあとはお目通しいただきたいと思います。ご審議をお願いいたします。
議長	調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる
	質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第12号1について採決いたします。本議案12号1については原案通り賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって議案第12号1は原案通り決定されました。
	同じく日程3、12号2、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。調査員は数原委員、徳推進委員となっておりますが、数原委員のほうから説明をお願いいたします。
10番委員	議案第12号2、農地法第3条の規定による許可についてご報告いたします。調査員は数原と、徳推進委員と事務局の方で執り行いました。 土地の表示 「瀬戸内町大字諸鈍字大田857番5」、畑、1,211㎡ 合計1筆1,211㎡。 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 売買です 譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 対価は10a当たり90,000円ですが1筆110,000円となっておりますので、どうぞご審議よろしくをお願いいたします。

議長	<p>調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第 12 号 2 を採決いたします。議案 12 号 2 については原案通り賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって議案第 12 号 2 は原案通り決定されました。</p> <p>それでは日程 4、議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による意見決定についてを議題といたします。調査員が田中委員と岡野委員となっておりますが、田中委員おから願います。</p>
2 番委員	<p>議案第 13 号、農地法第 5 条の規定による意見決定について説明いたします。調査員は岡野委員、田中と事務局で立ち会いました。</p> <p>土地の表示 「瀬戸内町大字古仁屋字瀬久井西 6 番 1 」畑、693 m² 合計 1 筆 693 m² 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 譲渡人：霧島市隼人町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 転用の目的：一般住宅 転用事由の詳細：自己住宅建築のため 転用の時期及び利用時期：利用期間（許可後永久） 資金調達計画：総事業費 3,500 万円（自己資金 50 万円） 付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要：本土地は土地区画整理事業による宅地開発区域である。周辺は住宅地であり、実質地に農業をしている近隣地はないことから作物・家畜への影響はない。 この案件は、4 月総会で非農地申請して否決されたものであります。以下、お目通しいただきたいと思えます。</p>
議長	<p>調査説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。 【質疑なし】の声が聞こえる</p>
議長	<p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それではこの議案第 13 号を採決いたします。議案第 13 号については原案通り賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって議案第 13 号は原案通り決定されました。</p> <p>日程 5、議案第 14 号を議題といたします。差し替えがありますので 10 ページ、11 ページですね。配布してあります差し替え。それでは議案第 14 号、事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定について説明をいたします。資料は 9 ページから 12 ページとなります。まず 9 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について公告日を令和 5 年 5 月 26 日を予定しております。内容につきましては、畑 3 件の 12 筆で貸し手 3 人、借り手 3 人、面積 4,770 m²となっております。内容の詳細につきましては、10 ページ、11 ページに計画総括表として掲載しておりますので後ほどご覧ください。それでは個々に説明をいたします。資料は 12 ページになります。</p> <p>整理番号 11 農地の所在地「大字於斉字伊子茂又 60 番」、現況地目「畑」、52 m²。同じく「大字於斉字伊子茂又 63 番」、現況地目「畑」、82 m²。「大字於斉字伊</p>

	<p>子茂又 64 番」、現況地目「畑」、165 m²。「大字於斉字伊子茂又 65 番」、現況地目「畑」、59 m²。「大字於斉字伊子茂又 69 番」、現況地目「畑」、99 m²。「大字於斉字伊子茂又 70 番」、現況地目「畑」、42 m²。「大字於斉字伊子茂又 73 番」、現況地目「畑」、85 m²。「大字於斉字伊子茂又 76 番」、現況地目「畑」、132 m²。「大字於斉字伊子茂又 78 番」、現況地目「畑」、198 m²。合計 9 筆、面積 914 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は果樹で、生産拡大を図るものです。存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>整理番号 12 農地の所在地「大字阿木名字横田 1145 番 1」、現況地目「畑」、1,007 m²。同じく「大字阿木名字横田 1147 番」、現況地目「畑」、1,723 m²。合計 2 筆、面積 2,730 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で、生産拡大を図るものです。存続期間は 5 年間となっております。</p> <p>整理番号 13 農地の所在地「大字久慈字前田 190 番 133」、現況地目「畑」、1,126 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏、使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で、生産拡大を図るもので、存続期間は 10 年間となっております。</p> <p>以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？</p> <p>【質疑なし】の声が聞こえる</p> <p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。それでは議案第 14 号、採決いたします。議案第 14 号については原案通り賛成の方は挙手願ひします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって議案第 14 号は原案通り決定されました。</p> <p>日程 6、報告第 10 号、事務局の方から報告願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。報告第 10 号、農地の使用貸借解約通知書について土地の表示</p> <p>「瀬戸内町大字久慈字前田 190 番 133」、「畑」、1,126 m² 合計 1 筆 1,126 m²。</p> <p>貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：霧島市隼人町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：貸借期間（平成 27 年 6 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日）</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和 5 年 4 月 24 日</p> <p>合意による解約をした日：令和 5 年 4 月 24 日</p> <p>農地の引渡しの日：令和 5 年 4 月 30 日</p> <p>届出の年月日：令和 5 年 4 月 24 日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約（耕作者変更のため）以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これは報告で終わります。これで議案審議は終わります。引き続き協議会に入りたいと思います。諸般の報告を願ひいたします。</p>
	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>

事務局	以上を持ちまして、第5回農業委員会総会を終わります。 一同 礼
-----	------------------------------------

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和5年5月19日

署名委員

署名委員